

福岡県職員と関わりのある事業者の皆様へ 倫理の保持に御協力ください

福岡県職員は、福岡県職員倫理条例及び規則により利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。

県職員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

NG 金銭、物品または不動産の贈与

ただし、以下の場合には認められます

- OK 一般に配布するための宣伝用物品(カレンダーなど)や通常一般の儀礼の範囲の記念品を贈る
- OK 通常一般の儀礼の範囲の香典を渡す【入札参加資格業者は不可】

NG 酒食等のもてなし(接待)

ただし、以下の場合には認められます

- OK 県職員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を提供する
- OK 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する
- OK 割り勘で飲食を共にする【入札参加資格業者は不可】

NG 車での送迎など、無償でのサービス提供

ただし、以下の場合には認められます

- OK 職務で来た県職員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車(社用車など)により送迎する

NG 一緒に麻雀、遊技、ゴルフ、旅行をすること

ただし、以下の場合には認められます

- OK 県職員が自身の費用を負担する【入札参加資格業者は不可】

NG 金銭の貸付け

ただし、以下の場合には認められます

- OK 金融機関が一顧客である県職員に貸付けを行う場合

NG 未公開株式の譲渡

- NG 有償であっても無償であっても違反

NG 無償での物品や不動産の貸付け

ただし、以下の場合には認められます

- OK 訪問を受けた際などに、文房具等を貸し出す

あなたにとって「利害関係者」に該当するかは裏面をご覧ください！

あなたはどの福岡県職員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う福岡県職員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その職員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員（入札事務の担当職員含む）

(注) 「担当職員」とは、直接の担当者のみならず、意思決定に携わる職員（決裁や修正権限を有する職員）をいいます。

(注) 利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。

該当する

該当しない

あなたは利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない福岡県職員に対しても通常一般の社交の程度を超える行為は、条例違反となり、相手方の福岡県職員は処分されてしまいます。

「通常一般の社交の程度」とは、利益供与の理由、額、頻度、職員との関係性などを総合的に勘案して判断されます。

利害関係者です！ 表面の禁止行為に要注意！

さらに！

利害関係者の中でも入札参加資格業者の皆様との間ではより厳しい制限があります！！

職員の倫理保持に係る行動に関し、福岡県の倫理条例及び規則では、県の「競争入札参加資格者名簿」に登録されている入札参加資格業者との禁止行為を特に厳しく規定しております。

例えば、入札に関与する立場にある職員と入札参加資格業者以外の利害関係者との間での割り勘による会食、ゴルフ等は通常一般の社交の程度であれば認められますが、これらの行為は、**入札参加資格業者との間では認められません。**

なお、入札参加資格業者との行為の規定が適用されるのは、**事業者が名簿に登録された時点**からとなります。(※)

※ 国家公務員の取扱いは、事業者が名簿に登録されているだけでは利害関係者に該当せず、競争入札の指名後から利害関係者に該当するとされており、県の方がより**厳しい取扱い**となっています。

判断に迷う場合は、相手方機関または福岡県庁総務部人事課へお問い合わせください。
人事課電話番号 092-643-3036